

# EU制裁、人間の尊厳、そしてHüseyin Dođru 事件：法学的分析（拡大版）

現代の欧州連合（EU）において、標的型制裁は予防的統治の中心的な手段としてますます重要になっています。テロリズム、拡散、サイバー作戦、ハイブリッド脅威に対処するために設計されたこれらの措置は、形式上は行政的・予防的なものであり、刑罰的ではありません。しかし、その実際の効果は、刑事罰に匹敵し、あるいはそれを超える場合があります。

Hüseyin Dođru氏（ドイツ在住のジャーナリスト）が、EU制裁指定により、家族のための食料や基本的な必需品を確保するのに十分な資金に長期間アクセスできなくなったとされる事件は、欧州法秩序における深刻な緊張を象徴しています。EUの憲法的な約束である**人間の尊厳、比例原則、有効な司法的保護**は、深刻な社会経済的孤立を生み出す可能性のある規制メカニズムと共存しています。

## II. 事件の歴史と規制の文脈

Hüseyin Dođru氏は、ベルリン在住のトルコ系クルド人ジャーナリストで、英語メディアプラットフォーム「red.media」を設立しました。このプラットフォームはAFA Medyaと関連しており、反植民地主義や左翼的な視点に焦点を当て、プロパレスチナデモやガザ紛争に関する広範な報道を行い、ドイツやEUの政策をしばしば批判していました。

2025年5月20日、欧州連合理事会は、ハイブリッド脅威と不安定化を扱う制裁枠組みの下でDođru氏とそのメディアを指定しました。指定の理由は、ロシアの戦略的利益に関連した情報操作活動への関与とされています。

重要な点は以下の通りです：

- 指定は**行政的なものであり、刑事的なものではない**；
- 制限措置の前に、起訴、有罪判決、または対審的な証拠聴取は行われなかった。

結果として生じた影響には以下のものが含まれます：

- 包括的な資産凍結；
- 渡航制限と身分証明書の提出義務；
- 経済的資源の提供禁止；
- 家族の資金アクセスへの間接的な影響。

再審査請求は2025年9月に却下されました。取消訴訟は欧州連合司法裁判所（CJEU）で係属中です。国内訴訟は、銀行が生計手当として認められた資金の解放を拒否したことにより激化し、2026年3月にフランクフルト地方裁判所が緊急救済を却下するに至りました。

### III. EU標的型制裁の法的性質：準刑罰的效果を伴う予防措置

EU標的型制裁は、曖昧な教義的立場にあります。

形式上は：

- 予防的な行政措置
- ネットワークや影響工作を混乱させることを目的とする
- 対外関係および安全保障の権限によって正当化される。

しかし、実質的には以下のものを生み出す可能性があります：

- 長期的な金融排除；
- 評判の汚損；
- 移動や職業活動の制限；
- 生存に必要な資源に関する行政裁量への依存。

この二重性は、欧州連合司法裁判所の画期的な判例、特に**Kadi v Council**事件で認められています。同判決は、**安全保障を理由とする制裁であっても、比例原則と基本的人権の遵守について完全な審査の対象となることを確認**しました。

制裁の予防的性格は、以下のものへの深刻な干渉能力を排除するものではありません：

- 財産権、
- 私生活および家族生活、
- 表現の自由、
- 最低限の生計保障。

したがって、教義的な課題は、**予防的合理性が憲法的な責任を覆い隠さないようにすること**にあります。

### IV. EU法の優位性と国内裁判所の役割

フランクフルト裁判所の論理は、**Costa v ENEL**や**Simmenthal**事件から導かれるEU法優位性の制限的な解釈を反映しているようです。これらの判決は、国内法が直接適用可能なEU措置に譲歩しなければならないことを確かに確立しています。

しかし、優位性は**EU法自体に埋め込まれた基本的人権保障を含む憲法的な生態系の中で機能する**ものです。

したがって、国内裁判所にはいくつかの義務が残ります：

1. **権利に適合した解釈** 制裁規則（人道的例外を含む）をEU憲章の観点から解釈しなければならない。
2. **実施措置に対する比例原則の審査** 銀行の実務や行政執行決定は審査可能である。

3. **予備的照会制度** 解釈や有効性に不確実性がある場合、制裁を規範的に絶対的なものとして扱うのではなく、欧州連合司法裁判所に照会しなければならない。

重要な問題は、優位性と尊厳の二元的な対立ではなく、**EU法自体の解釈的余地**の程度です。

## V. 人道的例外と比例原則テスト

EU制裁制度には通常、以下のための資金アクセスを認める例外規定が含まれています：

- 食料、
- 家賃、
- 医療、
- 法的費用。

これらの保障の有効性は、古典的なEU比例原則枠組みを用いて評価されなければなりません。

### 1. 正当な目的

ハイブリッド脅威と情報操作への対抗は、EU対外行動の認められた目的です。

### 2. 適合性

金融制限は、不安定化活動への資金提供能力を減少させる可能性があります。

### 3. 必要性

重要な疑問が生じます：

**当局が生計手当を認めた場合でも、包括的な銀行排除は必要か？**

監視付き口座や監督付き支払いメカニズムなどのより制限の少ない代替手段が存在する場合、必要性が満たされない可能性があります。

### 4. 狭義の比例原則 (proportionality stricto sensu)

執行が個人および扶養する子供を貧困に陥れる危険がある場合、安全保障目的と人間の尊厳のバランスは憲法的に深刻になります。

人道的例外の運用に失敗した場合、形式的に標的型である制裁が**事実上の社会経済的排除の手段**に変貌する可能性があります。

## VI. ドイツ憲法保障と最低生計判例

ドイツ基本法は以下のものを定めています：

- 人間の尊厳の不可侵性（第1条GG）、
- 一般的な自由（第2条GG）、

- 財産保護（第14条GG）、
- 社会国家原則（第20条GG）。

ドイツ憲法判例は、**尊厳ある最低限の生存条件を確保する国家の義務**を認めています。

制裁がEU法に由来する場合でも、国内当局や金融機関による実施は、これらの憲法基準と両立しなければなりません。本質的な財の長期的な剥奪の危険が生じる執行実務においては、**憲法的な比例原則と間接的な国家責任の問題**が生じる可能性があります。

## VII. EU憲章と条約上の義務

EU憲章は以下のものを保障しています：

- 尊厳、
- 家族生活、
- 表現の自由、
- 財産、
- 有効な司法的救済。

欧州人権条約（ECHR）のもとでも並行した保護が存在し、欧州人権裁判所（ECtHR）によって解釈されています。

条約判例は、**国家行為や規制枠組みに起因する深刻な物質的貧困の状態を防止する積極的義務**をますます認めています。

したがって、問題は制裁が原則として合法か否かだけでなく、**その実際の執行が最低限の人道的閾値を尊重しているか**です。

## VIII. 副次的影響と市民的連帯の萎縮

Doğru事件の最も特徴的な側面の一つは、人道的支援を提供する第三者に対する法的リスクです。

ドイツの制裁実施法の下、指定された個人に物的支援を提供することは犯罪となる可能性があります。このリスクは以下のものにまで及ぶ可能性があります：

- 食料品の購入、
- ベビー用品、
- 住宅支援。

積極的な起訴がなくても、規制環境は非公式の連帯ネットワークに**萎縮効果**を生む可能性があります。

人権の観点から、制裁は**市民社会の法的リスク景観を再構築**し、指定された個人を超えた抑止効果を及ぼします。

この現象は以下のように概念化できます：

**副次的根本的権利影響** —— 予防措置が連帯、結社、人道的行動の行使を間接的に制約する場合。

こうした効果は、比例原則と民主的正当性に関する複雑な問題を提起します。

## IX. 暫定保護とRule 39措置の可能性

欧州人権裁判所の規則第39条は、回復不能な害の差し迫った危険がある場合に暫定措置を示すことを認めています。

伝統的には国外追放や緊急医療事案に適用されてきましたが、発展する判例は、**国家行為に結びついた深刻な人道的剥奪**も必要な閾値に達する可能性を示唆しています。

ただし、同裁判所は高い緊急性と証拠の明確性の基準を適用します。成功する申請にはおそらく以下のものがが必要です：

- 剥奪の詳細な文書化、
- 国内救済の非効率性の証明、
- 扶養する子供への危険の立証。

暫定救済は、最終的な判断が下されるまで、**認可された生計資金への有効なアクセスを確保**することを国家当局に要求する可能性があります。

## X. 人道的外部主義とEU規範的権力の内部的信頼性

欧州連合は、世界的に主要な人道的アクターとして位置づけられ、飢饉、避難、武力紛争への対応に資金を提供しています。この外部的な人道的関与は、EUの規範的権力としてのアイデンティティの一部を形成しています。

しかし、EU領域内で制裁を受けた個人とその家族が長期的な資金剥奪に直面する場合、一貫性のない印象を生む可能性があります。

TFEU第7条は、EU政策間の整合性を要求します。制裁立法に人道的保障が存在するにもかかわらず、実際には機能しない場合、以下の点に関する疑問が生じます：

- 合法的な期待、
- 比例原則、
- 基本的人権コミットメントの体系的な信頼性。

このパラドックスは修辞的なものにとどまりません。**EU正当性の内部的持続可能性**に関するものです。

外部で尊厳を強調する法秩序は、自らの管轄内で人道的緊急事態を防止する運用能力を示さなければなりません。

## XI. 銀行コンプライアンス、過剰執行、および潜在的な責任

金融機関は、制裁違反を避けるための強いインセンティブの下で活動しており、それは深刻な規制罰則を伴う可能性があります。この環境は、認可された取引の全面的な拒否を含む**過剰コンプライアンス**を助長します。

責任が生じるかどうかは以下のものに依存します：

- 行政認可の明確性、
- 国内民法上の過失基準、
- 拒否と実害の間の因果関係。

銀行の法的責任は複雑ですが、裁判所は、**リスク回避の実務が人道的例外の有効性を損なう**かどうかをますます審査する可能性があります。

## XII. 司法的是正の見通し

法的救済の複数の道筋が残されています：

- ドイツ裁判所内での控訴審査；
- 連邦憲法裁判所への憲法訴願；
- 欧州連合司法裁判所での取消訴訟；
- 欧州人権裁判所への潜在的な申請。

違反が認定された場合、救済には以下のものが含まれ得ます：

- 国家責任原則に基づく補償、
- 指定の取消、
- 暫定人道的保障、
- ECHR第41条に基づく損害賠償。

司法的明確化は、人道的保障の**最低運用基準**を定義することで、将来の制裁設計にも影響を与える可能性があります。

## XIII. 結論：安全保障統治と人間の尊厳の優先

Doğru事件は、現代の欧州統治における構造的な緊張を明らかにします。予防的制裁制度は、隠れた不安定化から民主的システムを守ることを目指します。しかし、硬直的に、または効果的な人道的緩和なしに実施された場合、生命を脅かす剥奪に近い条件を生み出す可能性があります。

欧州裁判所に課せられた課題は、制裁政策を解体することではなく、**予防的安全保障措置が憲法的人間主義に根ざしたままであることを確保する原則的な限界を明確にすること**です。

最終的に、欧州法秩序の信頼性は、戦略的回復力と人間の尊厳は条件付きではない——地政学的対立の時代であってもという基礎的な約束を調和させる能力にかかっています